

令和 2 年（2020 年） 2 月那覇市議会定例会

予算決算常任委員会 総括質疑

令和 2 年 3 月 4 日（水）

質疑時間：3 分×会派人数（答弁を除く）

順位	氏 名 (会 派 名)	議案番号・件名	発 言 要 旨
1	奥 間 亮 (自 民 党)	議 案 第 28 号 令和元年度那覇 市一般会計補正 予算（第 8 号） について	同予算中、議案第 53 号に係る、解決金及び裁判費用に関して以下質疑する。 (1) 那覇市は同予算について「本市の考えを主張するために、必要な経費であると認識している」旨答弁しているが、その「本市の考え」とは何か、また、その主張は正しいものであると裁判所から認定されたのか (2) 「工事遅延の責任」と「工事が完成に至らなかった責任」と「事故繰越ができなかった責任」と「歳出することで市民の負担が生じた結果責任」について、それぞれの責任の違いと、それぞれの責任の所在と、それぞれについて城間市長が負う責任は何か (3) 城間市長は、平成 27 年当時、龍柱を完成させるための予算計上にあたって、議会答弁において、「結果として、市民の負担が増えてしまったことで、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしていることに対しましては申し訳なく、責任を感じております。」「おわび申し上げる」と陳謝している。つまり、この時には那覇市からの歳出について結果責任について言及し陳謝しているにも関わらず、今回の解決金と裁判費用のそれぞれの歳出に関する結果責任については、いまだ明確に答弁していない。今回の解決金と裁判費用のそれぞれの歳出に関する、城間市長の結果責任について問う

順位	氏 名 (会 派 名)	議案番号・件名	発 言 要 旨
			(4) 那覇市のこれまでの答弁において「顧問弁護士の見解として」という趣旨の答弁が散見されるが、この件について顧問弁護士の見解と那覇市の見解が異なっている点はあるか (5) 先日の「議案に対する質疑」において、私の再質疑に対する答弁（後日渡された答弁書）で「平成27年7月の会議後に同年10月20日付で、原告代理人から回答依頼の通知があったことは事実であります、放置していたわけではありません」とあるが、では放置していないというならば、何をしていたのか 【答弁を求める者】 副市長、関係部長
2	上 里 直 司 (なは立志会)	議 案 第 28 号 令和元年度那覇市一般会計補正予算（第8号）について	給付型奨学金事業について (1) 補正減の理由 (2) 対象者を増やせなかった理由 (3) 事業実施の際の困難な課題について 【答弁を求める者】 副市長、教育長、関係部長